

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

長崎労働局

最終更新日：令和5年3月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
花山大工	長崎県佐世保市	R4.4.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	フォークリフトに積んだパレットに労働者を乗せ作業をさせ、フォークリフトをその用途以外に使用させたもの	R4.4.6送検
(株)T.H	長崎県西彼杵郡	R4.8.9	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	鉄骨で構成された庇の解体工事を行う際に、庇が落下するおそれのある場所に係る危険を防止するための措置を講じなかったもの	R4.8.9送検
(株)長里建設	長崎県諫早市	R4.12.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R4.12.12送検
(株)福伸建設工業	長崎県佐世保市	R5.2.9	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生法第361条	土留め支保工の設置等地山の崩壊による危険の防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.2.9送検
井村解体工事	長崎県南島原市	R5.2.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R5.2.20送検
長崎船舶装備(株)	長崎県長崎市	R5.3.16	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生法第653条	高さ約3.4mの作業床の端で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく請負人の労働者に作業を行わせたもの	R5.3.16送検
(株)新誠総業	長崎県長崎市	R5.3.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生法第519条	高さ約3.4mの作業床の端で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.16送検